○国土交通省令第二十八号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十二条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（臨時運行の許可） **第二十条**　法第三十四条第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市町村長（特別区の区長を含む。第六十三条において同じ。）が行う。 （立入検査をする職員の身分を示す証票） **第五十一条の三**　法第六十三条の四第二項の証票は、第十八号様式による。 （型式指定番号標の表示） **第六十二条の四**　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第十七号の二の騒音防止装置について法第七十五条の三第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた騒音防止装置を備えた自動車（型式指定自動車を除く。）を譲渡する場合には、当該自動車が道路運送車両の保安基準第三十条第一項に定める基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、当該自動車に第十七号様式による型式指定番号標を表示しなければならない。 （自動車税種別割又は軽自動車税種別割の納付の有無の事実を確認する方法） **第六十三条**　施行令第十二条の納付の有無の事実の確認は、国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）の使用に係る電子計算機に登録されている情報を電気通信回線を通じて都道府県知事又は市町村長の使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合することによつて行うものとする。 （情報管理センターに対する照会） **第六十七条の二**　検査対象軽自動車に係る法第九十九条の四の照会は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～五　（略） ２　（略） （手数料の納付） **第六十九条**　法第百二条第一項から第四項までの手数料は、同条第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号若しくは第十一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、臨時検査合格標章の再交付を申請する者を除く。）又は同条第二項に規定する者にあつては自動車検査登録印紙を手数料納付書に貼つて、同条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる者（同項第十一号に掲げる者にあつては、臨時検査合格標章の再交付を申請する者に限る。）又は同条第四項に規定する者にあつては自動車検査登録印紙を申請書に貼つて納めなければならない。	（臨時運行の許可） **第二十条**　法第三十四条第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは町村の長が行う。 （立入検査をする職員の身分を示す証票） **第五十一条の三**　法第六十三条の四第二項の証票は、第十八号様式の三による。 （型式指定番号標の表示） **第六十二条の四**　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第十七号の二の騒音防止装置について法第七十五条の三第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた騒音防止装置を備えた自動車（型式指定自動車を除く。）を譲渡する場合には、当該自動車が道路運送車両の保安基準第三十条第一項に定める基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、当該自動車に第十八号様式の二による型式指定番号標を表示しなければならない。 （自動車税種別割の納付の有無の事実を確認する方法） **第六十三条**　施行令第十二条の納付の有無の事実の確認は、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合することによつて行うものとする。 （情報管理センターに対する照会） **第六十七条の二**　検査対象軽自動車に係る法第九十九条の三の照会は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～五　（略） ２　（略） （手数料の納付） **第六十九条**　法第百二条第一項、第二項及び第三項の手数料は、同条第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十二号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、臨時検査合格標章の再交付を申請する者を除く。）にあつては自動車検査登録印紙を手数料納付書に貼つて、同号、同項第十三号に掲げる者（同項第十二号に掲げる者にあつては、臨時検査合格標章の再交付を申請する者に限る。）又は同条第三項に規定する者にあつては自動車検査登録印紙を申請書に貼つて納めなければならない。